昨年の売上分まで今もって支払がないため、昨年未度々支払方を懇請、しかも御奉公だと思って、多額の借銀までして差繰りし、買集めてきた、

「御買上代銀一円御渡方無之候ニ付而者、是迄借入候銀主方返済相成不申候故、銀主方気前悪しく後々一切借入出来不申誠ニ途方ニくれ罷在候」

しかも、文政二年（一八一九）は皮肉にも伊勢辺、瀬戸内など特に海難が多くとれた。参考までに、売上銀高を挙げると、

当春より当月十八日迄売上高

勢州　銀四郎分

一、五拾五メ七百廿八匁三分七厘弐毛
　壱弗
　外ニ三メ九百五拾四匁九分六厘
　三弗　昨年分御渡以後の差引
　残

当春より当月十日迄売上高

讃岐　明野屋利兵衛分

一、五拾メ三百四拾八分八厘九毛
　外ニ四メ四百拾匁九分七厘五毛
　三弗　昨年分御渡以後の差引
　残

当春より五月二日迄御売上高

敦賀　角野七兵衛分

一、拾四メ九百八拾壱匁壱分五厘五毛
　三弗
　外ニ五百五拾六匁五分壱厘弐毛
　三弗　昨年分御渡後ニ差引残

当五月廿二日御売上高

丹後　大坂屋半右衛門分

一、拾壱メ三百四拾七匁九分九厘壱毛
　壱弗

以上の売上銀が未払いとなった。田辺領の大坂屋では、昨年分残りはなく、当春分のみであったようで、何れにしても、このような多額の売上銀が支払われなかった場合、今後「取統之程無覚束」「御出方之程一重ニ奉願上候」と、四人連署をもって請願した。

なお、これに奥書きした筈屋伝兵衛の請願文をみると、

「前書之通春未俳借銀を以て追々買集方為差登候義ニ付、右代り銀無之候而者、後買集手支、実ニ請負人共難渋申立候……」

したがって筈屋は、出来る限りの取替銀を世話して今日までどうにかやって来た。ところが、

「御買上相済候瀬戸内、丹後の分何連も金子持下り不申候而者帰国不相成無據逗留仕、日々相頼候得共何分春未御買上ノ分一円俵物も代御出方無之上、去七月御用立て七拾五メ之内三拾メ御内渡、残銀四拾五メ之分御証札ノ表ニ去十二月晦日限之処、今以御下ケ不被成下候故身薄私共、銀繰手順尽、此上差繰手当無御座甚以心配仕罷在候、依而当方取替不相成段相断候処甚当惑ノ由ニ付前書之通被願上候、此段訳被為聞召俵物も代御出方被仰付、又者残銀三分御下ケ被下候共右両様之内御聞届御渡方被成下候ハ早々帰国為致度……」

と懇願している。

仕入銀の前渡しどころか、代銀の支払いにも事欠く役所の頼りなさでは、おそらく大坂屋も売上銀を持帰らなくては、漁師への仕入銀前貸、買入等も出来なかったであろう。

五　横浜開港五十年史、春史の頃

会所の俵物低価格買入れ、仕入銀の支払行詰り等が起れば、当然請負人の不満を来したであろう。

やがて「諸国俵物千目不宜分多有之」（文政十三年＝一八三〇）「大坂買入俵物之

儀…品合之善悪ニ不拘定直段を以買入候様心得違之向」もあり（天保十三年＝一八四一）「近年諸国共出方相減り旦亦請負人とも方江者不差出外江相対密売致候稼人も有之趣相聞」（嘉永三年＝一八五〇）等と觸書或は口達が大坂屋のもとに廻ってくるようになった。

この事がやがて会所の財政難に拍車をかけ、諸外国の自由売買の要求もあってついに慶応元年七月（一八六五）「勝手売買差免候条…西洋唐方之無差別取行可致①」と令し、統制を解いた。

註①　横浜開港五十年史、下巻四五〇頁

「史料紹介」

竹屋町区有文書は近世後期の田辺城下町研究にとって宝庫ともいうべきものであるが、次に紹介する史料は「役用日記（天保八年）」から抜すいしたものである。

○年柄ニ付而ハ乞喰出候町方も有之趣去年未方至当時ニ同様之姿ニ而殊ニ戒内迄入込不宜義ニ候間以未子供ニ至迄急度為相心得可申候。是形ニ相流れ候ハヽ終ニハ気随放埒ニ成行事ニ候間其町役人共申談精々心を附世話いたし可遣候

（天保八年）

十月十四日　梅垣氏

○天保八年　米直段

酉九月晦日

一、御蔵米壱石ニ付
　初御直段　百世六匁

十月十四日

一、御蔵米直段引下ケ
　百弐拾壱匁　二番うり

十月廿八日

一、御蔵米直段引下ケ
　百四匁　三番売り

十一月四日

一、御米御直段
　石ニ付九拾七匁

十一月七日

一、御米御直段
　石ニ付九拾三匁

十一月十五日

一、御米御直段
　石ニ付八拾九匁

十二月八日

一、御米御直段
　石ニ付八拾七匁